



2023年5月30日

会社名 株式会社 I J T T
代表者名 代表取締役社長 瀬戸 貢一
(コード番号 7315 東証 スタンダード市場)
問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
(TEL 045-777-5560)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主より、2023年6月29日開催予定の第10回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）における議案について、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を2023年4月18日に受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案に反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容及び理由

1. 議題

- (1) 剰余金の処分にかかる定款変更の件
- (2) 自己の株式取得にかかる定款変更の件
- (3) 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件
- (4) 剰余金の処分の件

2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、本提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 剰余金の処分にかかる定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について以下の理由で反対します。

(2) 反対の理由

当社は、中長期的な観点から、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行うことを重要な経営課題の一つとして考えており、株主にとっての投資価値、当社の財務体

質に及ぼす影響、利益の状況、配当性向、今後の事業展開に備えるための資金の充実に資するなどを総合的に判断して、適切な利益配分を行うことを基本方針としております。

こうした基本方針を踏まえて、年間配当金は、第5期（2018年3月期）16円、第6期（2019年3月期）20円（2円の記念配合含む。）、第7期（2020年3月期）18円、第8期（2021年3月期）10円、第9期（2022年3月期）20円、第10期（2023年3月期）20円（予定）と推移しており、第8期においては新型コロナウイルス感染症の拡大による市場低迷等の影響を受けたものの、安定的かつ継続的な配当を実現してきました。

また、自動車業界に技術革新の波が押し寄せてきていることを受けて、当社は、新たな材料開発・商品開発等を実施するべく今後積極的に設備投資を行うことを予定しています。その一環として、産業機械・産業ロボット業界向けの鋳造部品を製造することを主たる目的とした新鋳造工場（岩手県北上市）を建設することを決定しております。

これに対して、本議案のように、当社を取り巻く環境の変化等にかかわらず、株主還元を固定化することは、上記のような設備投資の抑制につながりかねず、結果として中長期的な企業価値の向上に繋がらないと考えます。

上記の理由により、本議案に反対いたします。

2. 自己の株式取得にかかる定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について以下の理由で反対します。

(2) 反対の理由

当社は、上記1.(2)で述べた基本方針を踏まえて、安定的かつ継続的な配当を実施するとともに、2019年度には約6億円に及ぶ自己株式の取得を行うなど、株主還元及び株価向上に努めて参りました。

株主還元策としては、いくつかの選択肢があり、当社業績の状況、当社株式の取引の状況、株価及び今後の事業展開とのバランス等を踏まえて、適切な方法、時期、内容を検討したうえで実施するべきであると考えております。

これに対して、本議案のように、当社を取り巻く環境の変化等にかかわらず、株主還元の方法、時期、内容を固定化することは、設備投資の抑制につながりかねず、結果として中長期的な企業価値の向上に繋がらないと考えます。

上記の理由により、本議案に反対いたします。

3. 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について以下の理由で反対します。

(2) 反対の理由

当社は、株主をはじめとする様々なステークホルダーに対して企業価値向上の基本方針や株主還元の方針等を説明することの重要性を認識しており、経営方針や配当政策等を有価証券報告書、決算短信、株主通信において開示しております。

他方で、地域別・部門別収益の数値の公表の是非、時期、方法等については、本議案のように定款で一律かつ固定的に定めるのではなく、事業環境や株主・投資家との対話の状況などを踏まえて、その都度、取締役会で慎重に検討したうえで決定したいと考えております。

上記の理由により、本議案に反対いたします。

4. 剰余金の処分の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について以下の理由で反対します。

(2) 反対の理由

議題1の反対の理由のとおりです。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 議題1 剰余金の処分にかかる定款変更の件
- 議題2 自己の株式取得にかかる定款変更の件
- 議題3 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件
- 議題4 剰余金の処分の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

(1) 議題1 剰余金の処分にかかる定款変更の件

① 議案の要領

現行定款の第42条以降を1条ずつ繰り下げ、第42条を以下のとおり新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

(期末配当)

第42条 当社は、毎期末において、配当可能額の範囲内において、かつ、その他利益剰余金を配当原資として、純資産の3%相当額以上の額を、期末配当金として支払うことを目標とするものとする。

② 提案の理由

当社はいすゞ自動車株式会社の連結子会社で、中国のロックダウンや半導体不足による混乱が発生する前には、変動はあるものの一定水準を超える売上高営業利益率を計上していた優良自動車部品メーカーですが、株価純資産倍率(PBR)0.32倍(2023年3月24日時点・東証スタンダード市場平均0.92倍)と、近年株価は低迷しています。

また、コロナ禍による収益低迷にあわせ、2019年度に20円だった配当も2020年度には10円に半減するなど、株主還元の安定性に欠けています。元来、モデルサイクルなどから収益変動性の大きい自動車部品会社は、利益をベースにした配当性向基準では配当も大きく変動してしまいます。配当の不安定性が株価低迷の一因と考えられるなか、自己資本をベースにした純資産配当率(DOE)の導入が株主還元の安定性をもたらし、結果的に長期安定的な株主構成につながると期待されることから、上記議案を提案いたします。

(2) 議題2 自己の株式取得にかかる定款変更の件

① 議案の要領

現行定款の第7条を、第7条1項とし、第2項を以下のとおり新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

第7条

- 2 取締役会は、当会社の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで、期末自己資本の1%相当額以上を取得価額の総額として、配当可能額の範囲内において、每期自己の株式の取得を行う。

② 提案の理由

株価は、マクロ環境や株式市場動向にも左右されるため、収益と財務内容に必ずしも連動するわけではありませんが、株価低迷時の自社株買いは財務内容を改善させるだけでなく、株価低迷を看過しない経営姿勢が株主の安心感を醸成し、企業価値を増大させます。

この数年、収益は低迷し、2019年度に64億円強だった営業利益は20年度には12億円強まで落ち込みましたが、今年度は46億円（2023年3月24日時点の会社予想）まで回復します。収益低迷を脱する様相にあってもPBRが低迷する背景は、財務余力があるにも関わらず自社株買いを実行せず、株価低迷を看過してきた経営姿勢に対する株主の不安があります。こうした不安を払しょくし、株主の信頼を回復するため、株価がPBR1倍を超えるまで自社株式取得の継続を求め、上記議案を提案いたします。

(3) 議題3 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

① 議案の要領

以下の条文を定款に新設する。議題1が原案どおり承認可決されたことを前提に、以下の条文を定款に新設する。議題1が否決された場合、第44条とする。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

第8章 その他

(決算期説明資料の公表)

第45条 当会社は、以下に定める内容を含む決算説明資料を毎四半期公表するものとする。

- (1) 地域別・部門別収益とその増減分析
- (2) 企業価値向上の基本方針とその施策
- (3) 中期経営計画及びその進捗状況
- (4) 株主還元の方針

② 提案の理由

株主に重大な影響を与えうる重要事項についての配慮・説明として、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2では、経営戦略や会社計画の策定・公表にあたっては基本的な方針とともに収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために経営資源の配分等に関し、具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉と論理で明確に説明を行うべきとされています。

一方、当社は、決算資料において、部門別利益も地域別利益の開示もありません。また、本年2月発表の「新工場建設に関するお知らせ」でも、予定建設費用322億円という現時点の株式時価総額263億円を上回る大型設備投資にも関わらず、詳細な説明資料は開示していません。大手完成車メーカーの子会社としての地位に甘え、当社は、現状についても将来についても、株主に対して十分な情報提供をしているとはいえない状況です。不十分な開示が株主に不安を与え、株価低迷の一因となっている現状を打破するため、詳細な中期経営計画の作成・開示、および決算説明資料におけるその進捗状況の丁寧な説明を求め、上記議案を提案いたします。

(4) 議題4 剰余金の処分の件

① 議案の要領

2023年3月期の期末剰余金の配当として、純資産の3%相当額から、本株主総会において、当社取締役会が提案し同総会において承認可決された剰余金配当額（もしあれば）の総額（以下、「会社提案配当金額」といいます。）を控除した額を（会社提案配当金額に加えて）その他利益剰余金を配当原資として以下のとおり配当する。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき 金40円（以下「1株あたり基準配当額」といいます。）から当社普通株式1株当たりの会社提案配当金額を控除した金額。

配当総額 1,876,536,680円（以下「基準配当総額」といいます。）から会社提案配当金額を控除した額

ただし、上記1株あたり基準配当額及び基準配当総額は、当社の発行済株式総数が49,154,282株、そのうち自己株式の数が2,240,865株であること（以下、ある時点における発行済株式総数から自己株式の数を控除した数を「基準株式数」といいます。）、及び2022年3月期末の純資産額62,911,000,000円を前提としている。

そのため、1株当たり基準配当額は、剰余金の配当にかかる基準日である2023年3月31日時点における純資産額が、2022年3月期末の純資産額と異なる場合及び/又は2023年3月31日時点における基準株式数が上記基準株式数と異なる場合、同時点の純資産額に100分の3を乗じた額（小数点以下切り捨て）を、2023年3月31日時点の基準株式数にて除した金額（小数点以下切り捨て）が40円と異なる場合、当該金額に変更されるものとする。

また、かかる場合、基準配当総額については、上記算式に基づき確定された1株あたり基準配当額に、2023年3月31日時点の基準株式数を乗じた額とする。

(ウ) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日

但し、上記は本株主総会の開催日が2023年6月29日であることを前提としており、開催日に変更される場合には、当該開催日の翌日に変更されるものとする。

② 提案の理由

議題1の、②提案の理由で述べたとおり。

以上